

平成 27 年 9 月 24 日制定

原子力規格委員会 功労賞 表彰規約 運用細則

(目的)

第 1 条 この運用細則は、原子力規格委員会 功労賞 表彰規約（以下、規約という）に基づき、表彰の選考・方法等に関する運用の細目を定める。

(申請)

第 2 条 事務局は、推薦者より推薦申請書の提出を受けた場合、記載内容を確認して表彰審議会の主査（以下「主査」という）に報告する。

(審議)

第 3 条 主査は、規約第 4 条第 5 号に基づき表彰審議会を開催する。なお、審議を書面で実施する場合は、電子メール又は F A X で行い、手順は以下による。

- 一 主査は、書面審議の書類一式を表彰審議会の委員（以下「委員」という）各人に送付する。
- 二 委員は、受付期間内に意見を提出する。
- 三 主査は、有効と判断した意見及び対応案を各委員に送付する。
- 四 主査は、各委員からの意見対応が終了したと判断した場合、第 5 条に定める選考を実施する。

(表彰者数及び選考条件)

第 4 条 表彰者数は、可能な限り次の各号に掲げる条件を考慮し、原則として毎年 5 名以内とする。

- 一 授賞は 1 表彰事由に対し原則として 1 名とする。
- 二 前年の受賞者に対する授賞は行わない。
- 三 同一年度に同一人に対して複数の授賞は行わない。
- 四 同一年度に同一団体又は同一組織に対して複数の授賞は行わない。

(選考)

第 5 条 表彰者の選考は、第 4 条の条件に基づき、主査及び各委員の合意により行う。なお、表彰者の選考を書面で実施する場合は、電子メール又は F A X で行い、手順は以下による。

- 一 主査は、書面決議の書類一式を各委員に送付する。
- 二 委員は、投票期間内に前号の様式に回答を記載し、事務局に提出する。
- 三 事務局は、各委員の回答をとりまとめ、主査に報告する。
- 四 主査は、投票結果を各委員に報告する。

(上程)

第6条 主査は、選考結果を年度末の原子力規格委員会へ上程する。

(運営費用)

第7条 規約第5条に定める表彰状の作成費用は、一般社団法人 日本電気協会が負担する。
ただし、表彰を受ける者の旅費及びその他の経費は負担しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この運用細則は、制定の日（平成27年9月24日）から施行する。

(廃止)

第2条 原子力規格委員会 功労賞 表彰審議会 運用細則（平成17年3月15日制定）は廃止する。

以 上